

# 高校生等奨学給付金(国公立)

## ～家計急変世帯対象～ 令和2年度

新型コロナウイルス感染症の影響などで、保護者等の収入が激減するなどの  
**家計急変**があった、**非課税世帯**に相当する世帯を対象とします。

新型コロナウイルス  
緊急対応

### 支給要件

申請の日現在の状況が次の支給要件に該当していること

- 保護者等が奈良県に住所を有していること
- 高校生等が国公立の学校に在学していること(平成26年以降の入学者であること)
- 高校生等が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有すること
- 家計が急変し、保護者等が「道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税(0円)」である世帯に相当すると認められる世帯であること

※生活保護受給世帯又は非課税世帯に該当する場合は、チラシ表面の制度で申し込んで下さい。

非課税世帯に相当する世帯の年収見込額

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
世帯の年収見込	1,714,286円未満	2,214,286円未満	2,714,286円未満	3,214,286円未満

この場合の年収とは、会社員の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額をいいます。

### 給付額

○**6月30日以前**に家計の急変が発生した場合

→チラシ表面の給付額を支給(世帯状況によって給付額が異なります。)

○**7月1日以降**に家計の急変が発生した場合

→チラシ表面の給付額に申請のあった翌月以降(申請が初日の場合は、申請のあった月)の月数に応じた額を支給

### 提出書類

- ① 申請書(家計急変世帯用の様式に記入して下さい)
- ② 口座振替申出書(銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人(保護者等)の全てが確認できる通帳のコピー等を添付して下さい)
- ③ 家計急変の発生事由を証明する書類(例:離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届など)
- ④ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類(例:最新の課税証明書のコピー(扶養親族の記載が省略されていないもの)、会社作成の給与見込、直近の給与明細など)
- ⑤ 保険証等貼付・扶養申立書(扶養親族分の健康保険証のコピー)
- ⑥ 代理受領委任書(在学する高等学校等に奨学給付金の代理受領を希望する場合のみ)

### 申請期日

○家計急変後、申請期日までに**在学する学校へ**提出して下さい。

6月30日以前に家計の急変が発生した場合 令和2年7月31日(金)まで

7月1日以降に家計の急変が発生した場合 令和2年7月1日(水)～令和3年2月16日(火)まで

### 申請方法

○上記の支給要件のすべてに該当する場合は、下記ホームページより申請書等をダウンロードするか、在学する学校から申請書等を受け取り、記入の上、書類を**在学する学校**に提出して下さい。

○対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

### 提出先・問い合わせ先

在学する学校の担当者までお問い合わせ下さい。

奈良県教育委員会事務局 学校支援課授業料奨学金係 電話: 0742-27-9859

◆奨学給付金のホームページ

奈良県 奨学金給付金

検索